

学校法人赤門宏志学院
仙台赤門短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

仙台赤門短期大学の概要

設置者 学校法人 赤門宏志学院
理事長 坂本 正憲
学 長 佐竹 正延
A L O 平尾 由美子
開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日
所在地 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-41

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		80
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

仙台赤門短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月21日付で仙台赤門短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学校法人赤門宏志学院は看護師の人材育成を通じて宮城県・東北地方の医療福祉に貢献すべく、平成30年、仙台赤門短期大学を開校した。建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されている。ガイドブックには、その内容を集約した端的な文言で「専門性と総合力とを兼ね備えた看護師の育成を通じて、地域社会に貢献する」とし、短期大学の使命を表している。

開校以来、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、公開講座へ講師派遣している。また、「地域貢献プロジェクト」として、地域住民が無料で利用できる「赤門まちかど保健室」には学生もボランティアとして参加している。

教育目的は、短期大学の使命に従って学則に定めている。学習成果は「自立」、「尊厳」、「融和」とし、それぞれの解釈も含めて定めており、卒業認定・学位授与の方針に反映されている。三つの方針は組織的な議論を経て策定されており、学習成果とともに学生便覧・ガイドブック・ウェブサイト等で表明されている。

自己点検・評価活動は、自己点検・自己評価実施要領を定め、自己点検・自己評価委員会が中心となって実施している。その結果は、「自己点検・自己評価報告書」としてウェブサイト上に公表されている。令和5年度からは自己点検・評価結果の活用に重点を置いた委員会である質保証点検委員会を発足させ、評価結果を踏まえた改革・改善に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。教育課程は教育課程編成・実施の方針に従っており、その編成は短期大学設置基準にのっとり体系的になされている。また、質保証点検委員会等による継続的な点検を通して、教育課程の見直し・改善が行われている。入学者受入れの方針は学生募集要項やウェブサイトにより学内外に表明し、入学者選抜の方法は選抜方法ごとにそれぞれの選考基準を設定し、公正性と透明性が確保されている。

教職員は教育資源を有効に活用し、学生の学習成果を最大限に引き出すための環境が整備されている。学習支援は入学前から卒業に至るまで、きめ細かに行われており、教員が連携し、学生の学習状況を共有することで、丁寧な指導が実現されている。さらに、電子

教科書の導入など ICT を積極的に活用することで、学習環境の充実を図るとともに、快適に学生生活を送るための空間の提供、奨学金制度の充実、組織的なキャリア教育や就職指導など、学生の多様なニーズに応えるための取組みが行われている。

教員組織は「仙台赤門短期大学教員選考規程」に基づき適切に編制され、短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を満たしている。専任教員は専門領域の学会に所属し、論文発表・学会活動等の研究活動を行い、成果をあげている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、障がい者への対応もなされている。教育課程編成・実施の方針に基づき、授業に必要な施設設備、機器・備品等が整備される中、電子教科書を全面的に導入していくなど、新しい情報技術を活用した授業を積極的に行うとともに、FDSO 研修等で情報技術の向上を図っている。

財務状況について、学校法人全体で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去 2 年間で収入超過となっている。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与しており、法令及び寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。学長は、教学運営の最高責任者であり、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教授会は学則及び教授会規程により開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、寄附行為及び監事監査規程に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査している。評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び学校法人の情報は、法令に従って短期大学及び学校法人のウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「地域貢献プロジェクト」として、開校以来、保健室に立ち寄った地域住民との会話の中で保健医療福祉に関する様々な相談に対応する「赤門まちかど保健室」活動を行い、全教員が担当している。また、その活動の一部である「健康講座」には複数名の学生ボランティアが参加し、地域社会を理解する機会になっている。

[基準Ⅱ 教育課程と学生支援]

[テーマ A 教育課程]

- 看護の各領域において学期中のいつ、どのようなレポートを学生に課しているのか、リストアップし、教員間で共有するとともに、学生の学習進度を把握した上で、教員間の連携により学生の学習成果獲得の支援に努めている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生が利用できるラウンジやパウダールームといった学内アメニティが準備されている。また、遠方からの入学生が利用可能なドミトリーが整備され、快適な学生生活空間の提供がなされている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 設置母体である学校法人は、一般に開かれた組織として令和元年「日本伝統医療看護連携学会」を設立している。学会長は短期大学学長であり、そこで開催される年1回の学会及び学会誌「伝統医療看護連携研究」の発刊に関しても教員が積極的に参画している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD 活動及び SD 活動は実施されているが、FD 活動・SD 活動のそれぞれの目的に沿って規程を整備することが望まれる。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報セキュリティ及びネットワーク保護対策等については、規程を策定し、教職員と学生に具体的な対応について周知することが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されている。ガイドブックにはその内容を集約した端的な文言で「専門性と総合力とを兼ね備えた看護師の育成を通じて、地域社会に貢献する」とし、短期大学の使命を表している。教育理念は、「養成する人材像」として明確に示している。そこでは「看護実践者とは、人間に関する「実践知」を基盤としつつ、個々の人間に全人的に寄り添い、人間を守る専門職業人であると定義し、そのような看護師を育成すること」としている。

なお、建学の精神は、「建学の精神」、「養成する人材像」、「教育研究上の理念」の3つの文書で構成されているが、ステークホルダーに対して、分かりやすい「建学の精神」が示されること、及び学生が建学の精神に触れる機会を工夫し、その浸透を図る取組みが望まれる。

地域貢献として、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、公開講座へ講師派遣などを実施している。また、「地域貢献プロジェクト」として開校以来「赤門まちかど保健室」活動を行い、全教員が担当している。健康講座には、複数名の学生ボランティアが参加している。

教育目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、豊かな人間性と高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の生活に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と学則に定めている。

学習成果は「自立」、「尊厳」、「融和」とし、それぞれの解釈も含めて定めている。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に反映されており、卒業時点の学生の学習到達目標となっている。三つの方針は組織的な議論を経て策定されており、学生便覧・ガイドブック・ウェブサイト・学生募集要項により公表するとともに学生に説明し周知している。

自己点検・評価活動は、自己点検・自己評価実施要領を定め、自己点検・自己評価委員会を中心に実施されている。その結果は、自己点検・自己評価報告書として、ウェブサイト上に公表されている。自己点検・評価活動は、所属する委員会等を通じて全教職員が関与している。また、令和5年度からは自己点検・評価結果の活用を特に意識した委員会である質保証点検委員会を発足し、評価結果の改革・改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針を踏まえて明確に示されている。教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成され、かつ柔軟に改訂され、質保証点検委員会等による継続的な改善が行われている。看護学の各領域を専門とする教員による授業や、講義・演習・臨地実習を組み合わせた実践的な教育、そして臨地実習の総まとめとしての統合実習の実施など、看護師として必要な知識と技能を習得するための教育課程が整備されている。また、カリキュラム・ツリーによって、各授業科目の関連性が可視化され、学生が教育課程の全体像を把握できるようになっている。年間において履修登録できる単位数の上限は学則に定めている。

教養教育は専門教育と関連性を持ち、体系的に構築されている。職業教育も実践的な科目編成がなされており、教養教育、職業教育ともに、その見直し・検討には学生からの授業評価アンケートを積極的に取り入れ、その結果を基に改善が行われている。入学者受入れの方針は、看護を含む医療への理解、看護師を目指す熱意及び地域医療に貢献する志を有することを入学者に求めており、学生募集要項やウェブサイトに掲載している。入学者選抜の方法は、選抜方法ごとにそれぞれの選考基準を設定し、公正性と透明性が確保され、実施されている。

学習成果は明確かつ体系的に設定されている。各授業科目の学習成果（授業の到達目標）はシラバスに明記されており、また、それらが学習成果の「自立」、「尊厳」、「融和」のいずれに対応しているかも明確に示されている。学習成果の獲得状況は GPA や模擬試験の成績、国家試験の合格率、就職率などのデータを用いて測定され、学生調査による学生の意見を反映した改善が行われている。卒業後の評価として就職先へのアンケートも行われ、教育の質向上に努めている。今後は学生の学習成果に対する自己評価も取り入れることが期待される。

教職員は教育資源を有効に活用し、学生の学習成果を最大限に引き出すための環境が整備されている。学習支援は入学前から卒業に至るまできめ細かに行われ、担任制の導入により学生はいつでも相談できる体制が整っている。教員同士が連携し、学生の学習状況を共有することで、丁寧な指導が実現されており、学生からの要望等には担任の教員、学生委員会、教務委員会、事務部学生係が窓口となり、積極的に対応している。さらに、電子教科書の導入など、ICT を積極的に活用することで、学習環境の充実を図っている。

ラウンジやドミトリー（学生寮）といった快適に学生生活を送るための空間の提供、奨学金制度の充実、そして学生の健康管理体制の強化など、生活支援も充実しており、学生の多様なニーズに応えるための取組みが行われている。

進路支援では、キャリア支援委員会が組織的にキャリア教育や就職指導を行うとともに、卒業生の就職状況を把握して効果的な支援体制を構築している。進学希望者には個別にアドバイスが提供され、一人ひとりのニーズに合わせたサポートが行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員の職位については、「仙台赤門短期大学教員選考規程」があり、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が適切に編成され、短期大学設置基準に定める専任教員数

及び教授数を満たしている。全教員が修士号・博士号の学位を取得するよう働きかけ、成果をあげているほか、専任教員は、専門領域の学会に所属し、論文発表・学会活動等の研究活動を行っている。また、科学研究費補助金やその他の外部研究費も獲得しており、研究においても成果をあげている。研究活動に関する規程は整備され、研究倫理を遵守するための取組みが行われており、倫理委員会規程による倫理委員会も設置されている。FD活動においては授業・教育方法の見直しなど、テーマを定めて実施しているが、規程の策定が望まれる。

設置母体である学校法人は、一般に開かれた組織として令和元年「日本伝統医療看護連携学会」を設立している。学会長は短期大学学長であり、そこで開催される年1回の学会及び学会誌「伝統医療看護連携研究」の発刊に関しても教員が積極的に参画している。

学生の学習成果の獲得が向上するよう、教員と事務職員の関係部署が連携している。日常的に業務の見直しや改善を行っているが、SD活動においても規程の整備が望まれる。教職員の就業に関する規程は整備され、学内LANを通じて周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室のほか、演習室、実習室についても整備されている。また、手すりや障がい者用トイレが整備されているほか、学内にはエレベーターも設置され、障がい者対応への配慮もなされている。図書館においては、様々な分野の書籍が幅広くそろえられており、パソコンも自由に利用できるなど整備されている。

施設設備、物品の維持管理は、施設管理規程、固定資産及び物品管理規程に基づいて適切に行われている。火災・地震対策のため、防火管理規程（消防計画）、災害対策マニュアルを制定し、火災・地震等への対応に備え、年1回、学生と教職員全員の避難訓練を実施している。

技術的資源については、授業に必要な機器・備品や施設設備が整備されている中で、情報技術の向上のために、学生には授業で、教職員にはFDS研修において情報を提供している。また、電子教科書を全面的に導入していくなど、新しい情報技術を活用した授業を積極的に行い、学習環境の向上に尽力している。なお、情報セキュリティ及びネットワーク保護対策等について規程を策定し、教職員と学生に具体的な対応について周知する活動が望まれる。

財務状況について、学校法人全体で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、短期大学部門では過去2年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与しており、学校法人の代表として学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき理事会を適切に運営している。理事会は、自己点検・評価活動を通じて認証評価に対する役割を果たし責任を負っており、短期大学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、建学の精神を理解し、運営に関して学識及び識見を有している。

学長は、教学運営の最高責任者であり、その権限と責任において、教授会の意見を参酌

して最終的な判断を行っている。教授会は、学則及び教授会規程により開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。学長は、教授会規程に基づき毎月定例の教授会、また必要に応じて臨時の教授会を開催し、教授会の意見を聴取した上で、入学、卒業、学位の授与等を決定している。学長は校務をつかさどり、教授会あるいは各種委員会を介して所属職員を統督している。

監事は、寄附行為、監事監査規程に基づき、内部監査人、公認会計士、常勤理事との面談等を行い、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。また、監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するとともに、出席して、意見を述べるなど、監事としての役割を果たしている。なお、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学則や教育研究上の基礎的情報等の教育情報については、学校教育法施行規則に基づき短期大学のウェブサイトで公表している。また、財産目録等の私立学校法に定められた情報は、学校法人のウェブサイトに公表・公開している。